

平成国際大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、平成国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、小・中学校及び高等学校を併設する学校法人佐藤栄学園において、大学院と共に高等教育機関として設置されている。建学の精神「人間是宝」は、学園寄附行為に明定され、学訓「今日学べ」と併せて、教育研究活動の源泉と認識されている。大学は、建学の精神と学訓に基づいた使命・目的を学則に定め、また、それらを刻んだパネルを学内諸施設の正面入口に掲示し、さまざまな媒体と機会を通してそれらを学内外に公表して、周知を図っている。

大学は、使命・目的を達成するため、法学部法学科、大学院法学研究科、附属図書館及び社会・情報科学研究所とスポーツ科学研究所の 2 研究所を設置し、それぞれを適切に構成・運営している。教育研究に関わる意思決定については、学長のもとに置かれた教授会、各種委員会及び大学院研究科委員会などの会議体によって円滑に行われている。

教育課程については、教育目的達成に向けて「国際性」を重視するとともに学生と社会のニーズを考慮して、法律一般・政治行政・経営法務・スポーツ福祉政策の 4 コースを設置し、それぞれの特徴に応じた教育内容を編成している。また、初年次教育を含む教養教育に対する積極的取組みは評価できる。

公正かつ妥当な入学者選抜方法により、適切な学生数が確保されている。学習に対して、教員によるオフィスアワーや各種委員会を介した支援並びに職員による各部署での支援が、学生によるアンケートなどを参考にして積極的に行われている。学生に対する奨学金などによる経済的支援、多数の学生が所属するスポーツクラブなどの課外活動支援並びに就職・進学への支援は、整備された体制のもとできめ細かく行われている。

法学部及び大学院とも、設置基準上必要とされる専任教員数・教授数を満たしており、主要科目ごとの教員配置や年齢構成もバランスがとれている。教員の採用・昇任は、規程に則って行われている。学長のもとで、全学的な FD 推進委員会が設置され、組織的な取組みが行われている。

職員の組織編制・人事運営は、規程に則って適切に行われている。職員の資質・能力向上は、専ら OJT と外部研修に委ねられるが、今後、大学管理能力の醸成を目指す SD(Staff Development)をも実施することが望まれる。

大学の管理運営体制は、学園寄附行為や諸規程に則り概ね適正に機能しているが、一部課題も認められる。管理部門と教学部門との連携は、理事長による学長の兼務、副学長の配置及び連絡会の定期的開催などにより適切に保たれている。自己点検・評価の恒常的組織が整備され、その結果がホームページに公表されて大学運営の改善・向上に役立てられている。

財務については、平成 18(2006)年度以降続く若干の定員未充足により当該年度の帰属収支が赤字を示すが、学園全体としてのキャッシュ・フローが黒字であるため、大学の教育研究目的達成に必要な資金を有していると評価することができる。今後、大学の将来展望のもとで、中長期計画に基づいた財務状態の改善・健全化に向けた努力が望まれる。

教育研究環境については、設置基準を上回る校地・校舎面積が確保され、教育研究目的を達成するために必要な各種設備やシステムが整備され、ラウンジ・テラスなどアメニティに配慮した良好な設備が整えられており、保守点検も適切に行われている。同一キャンパス内に、体育館・武道館、野球場、陸上競技場、サッカー場など施設が設置され、正課・課外を問わず積極的に活用されている。スロープや身障者用トイレの設置など一部にとどまっているバリアフリー化を今後更に拡大することが望まれる。

地元自治体と連携した公開講座の実施やスポーツ施設などの地域社会への提供など、地域社会に密着した大学づくりの努力が認められる。また、スポーツ科学研究所による受託研究や企業との共同研究も行われている。

社会的機関として必要な組織倫理や危機管理に関する規程が整備され、適切に運営されている。緊急事態に備えた設備・体制が整備されている。大学の教育研究成果は、学術誌や学術講演会などで学内外に適切に広報されている。

法学部のみの単科大学であるが、スポーツ福祉政策コースを設定して教育内容を広げる個性的試みに加えて、意欲的な学生に対する支援プログラムや近時少なからずの大学の共通課題である退学者・除籍者の減少に向けた取組みを全学的に行っている積極的な教育的姿勢は、評価できる。大学に対して、一部散見される課題を克服すべく改善・向上に向けた着実な努力を期待するとともに、礼儀正しく好印象を与える学生たちに多く出会えたことを付記しておきたい。

III 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、建学の精神である「人間是宝」及び教育の理念である学訓「今日学べ」を教育研究活動の源泉と認識して、それらをホームページ上に公開するとともに、大学案内やガイドブック（学生便覧）などに記載し、学内諸施設のパネルや設立経緯を記した野外オブジェに掲示し、また、入学式など各種行事・機会を通じて敷衍して、学内外における周知

に向けた努力を行っている。

大学は、建学の精神に基づいて定めた大学の使命・目的を、学則及び大学院学則第1条において「教育による人材育成と社会貢献である」と明示し、それを種々の媒体や機会を通じて学内外に公表している。

大学の建学の精神・基本理念及び使命・目的は、学生及び教職員など学内関係者へ周知され、また、近隣地域などにも一定の周知が認められる。

基準2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

大学は、その使命・目的を達成するために、4つの履修コースをもつ法学部法学科、大学院法学研究科、研究所などを設置しており、それらは教育研究の基本的な組織として、収容定員に見合った適切な規模、構成を有している。また、それら組織相互の適切な関連性も保たれている。なお、法学科に設置された既存の3コースと新しいスポーツ福祉政策コースとの間における学科としての一体性と各組織との関連性の確保については、今後の課題として認識されている。

教養教育については、大学がうたう「幅広い教養を授ける」ことを目的として、言語系科目、情報処理系科目、共通科目が配置され、適切に実施されている。また、教養教育全体の担当組織は教務委員会であり、学部長が教養教育の運営の責任者となっている。更に教務委員会のもとに教養教育担当教員による教育コアグループが設置され、教務委員会による教養教育の運営を補完しているが、教育コアグループの制度上の位置付けが不明確であるので、それが明確にされることが望ましい。

組織と意思決定過程については、学長のもとに、法学部、大学院法学研究科、附属図書館などが整備されており、法学部教授会及び大学院研究科委員会を中心として、教育研究に関わるそれぞれの所管事項についての学内の意思決定がなされている。

学生の教育研究に関する要求については、FD推進委員会、教務委員会、学生委員会などの関連する委員会により、履修相談及び授業アンケートなどの機会を通じて、組織的な対応がなされている。

【参考意見】

- ・教養教育実施の体制については明確にされることが望ましく、したがって教養教育の機能を補完するとされる教育コアグループについては、その組織上の位置付けが明確にされることが望まれる。

基準3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神などにに基づき教育目的が設定され、学則などに定められ、公表されている。また、教育目的の達成のための教育課程の編成方針の設定・公表が適切に行われており、教育方法などに十分反映されている。

大学の設置にあたり、国際性を教育課程において具現化するため、共通科目及び専門科目において、特定分野で専門性の高いものを含めた国際関連科目を多数配置した。それは時代の潮流に沿ったものであったが、その後、学生のニーズを勘案して、平成 19(2007)年度、学部学科の再編にあたり、基本線は維持しつつも、特定分野の専門性を踏まえた基本的科目を配置するように修正している。

教養教育のため、教育課程として共通科目及び「基礎演習Ⅰ、Ⅱ」が設置され、英語授業においては能力別編成が実施されており、成果を上げている。また、IT を用いた教育・授業が実施されており、次第に成果を上げている。

法学部法学科に設けられた 4 コースを通して、建学の精神や大学の使命・目的あるいは社会ニーズに応じていく教育課程とその編成方針が定められており、教育課程編成方針に即して体系的かつ適切に教育課程が設定されている。

【参考意見】

- ・履修単位数の上限設定の検討が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーが大学案内、ホームページに明示され、これに沿って、入学者選抜が公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに実施されている。また、ここ 3 年間在籍学生数の回復がみられ、クラスサイズも適正であり、大学教育を行うにふさわしい学習環境が確保されている。

初年次教育、履修サポート、カリキュラム学習の支援、発展的学習の支援、配慮を要する学生の支援など、学生の学習支援が、オフィスアワー制度の全学的実施を含め、周到に取組まれている。

・授業アンケートなどを通じて、学習支援や学生サービスに関して学生の意見などをくみ上げる仕組みが整備・活用されている。

学生委員会、学生課、運動部協議会、国際交流委員会、特待生審議委員会など、各種厚生補導の組織が整備され、学生サービスにおいて互いに連携し、適切に機能している。留学生に対しては国際交流委員会や教職員、ボランティア学生などにより各種支援が行われている。また、各種奨学金制度を運用するなど、学生に対する経済的な支援が適切に行わ

れているとともに、課外活動の振興のため、関連施設の整備、指導者の確保、資金援助など各種支援が行われている。

就職・進学に関する相談・助言・支援体制が、各種ガイダンス、キャリア形成のための正規科目群（特に、「基礎演習Ⅰ、Ⅱ」「キャリア形成と進路」「就職実践演習Ⅰ、Ⅱ」「産業・企業分析」など）、公務員受験講座、資格取得講座、インターンシップなどを通じて整備・運営されている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学法学部法学科及び大学院法学研究科共に、設置基準で定められている必要教員数を満たしており、また、教員構成における必要数も充足している。主要科目には、基本的に教授または准教授が配置されており、年齢構成においてもバランスがとれている。分野別では、スポーツ系教員は充実しているが、経済経営系教員はやや不足であり、また教養教育部門における担当教員に偏りがあることは課題として認識されている。

教員の採用・昇任は、「平成国際大学教員の採用及び昇任規程」に従って、適切に実施されている。採用に関しては、制度としては公募制をとっているが、ほとんど実施されていないので改善が望まれる。

教員の教育担当時間は、一部に過剰な担当者が存在しているが、概ね適切である。事務職員による教育研究支援体制も整備されており、また、教育研究目的を達成するための研究費などの資源も適切に配分されている。

大学では、学長のもとに全学的な FD 推進委員会が設置され、FD(Faculty Development)の組織的、継続的取組みが行われるとともに、授業アンケートを実施するなどして教育研究活動の活性化が図られている。

【優れた点】

- ・教員の教育研究活動を活性化するために、「平成国際大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会」が組織され、FD を組織的、継続的に推進するための全学的取組みが、教育研究会や研修会などを通じて具体的かつ積極的になされている点は高く評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織は「平成国際大学組織及び事務分掌規程」に基づき、大学の目的達成のために

適切に配置されている。

職員の採用・昇任・異動に関しては法人本部人事部長が大学の事務局長を通じて大学の意向を聴取し「平成国際大学就業規則」及び「学校法人佐藤栄学園事務職員任用規程」などにに基づき実施され、採用・昇任・異動の方針も明確に示されている。なお、採用は、一部例外はあるものの公募を原則としている。

職員の資質・能力の向上は学園本部が実施する新任職員研修及び OJT 並びに外部研修を中心に実施されている。

事務局各部署は教員と連携がとれており、それぞれの事務分掌を通じて教育研究活動を支援する事務体制が構築されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

過年度において、一部の役員及び評議員の選任手続や、事業報告及び決算の評議員会報告手続きの面で問題も見られたが、既に改善されつつある。一部評議員の選任手続を除いては、監事、評議員の選考を含め、理事会・評議員会は法令及び寄附行為に基づき概ね適切に開催されるなど、法人の管理運営体制が整備されている。

監事は常に理事会及び評議員会へ出席し、法人業務及び財産の状況把握に努め、適宜、意見を述べている。

法人部門と大学部門との連絡会が定期的に行われ、また、理事長が学長を兼任し、かつ副学長を配置していることもあって、管理部門と教学部門との連携は適切になされている。

自己点検・評価の恒常的組織が整備され、その結果を大学運営の改善・向上へ反映する仕組みが構築されており、具体的成果が上げられている。また、点検・評価の結果はホームページを通じて内外へ公表されている。

【改善を要する点】

- ・寄附行為第 26 条第 1 項第 2 号で定められた一部評議員の選任が、理事会の推薦を経ないまま評議員会に諮られている点について、寄附行為を順守すべく改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学部門は、平成 18(2006)年度以降の各年度に若干の定員割れがみられ、当該年度の帰

属収支がマイナスとなっている。法人全体として、教育研究活動のキャッシュフローは黒字であり、当面、大学の教育研究目的を達成するために必要な資金を有していると判断されるが、帰属収支差額の赤字が連続しており、中長期計画に基づく財政の改善が課題となっている。

会計処理は学校法人会計基準をはじめ関係法令及び寄附行為並びに内部規程に従って適切に処理されている。

財務情報は、関係規程の整備のもと、学園各校の事務室に関係資料が備付けられ、ステークホルダーの閲覧に供しているほか、学園広報誌及びホームページを通じて公開されている。

教育研究を充実させるため保護者及び後援団体などに対する寄附金公募が毎年行われ成果を上げているほか、教育研究に関する競争的資金の獲得に一定の実績を得ている。一方、収益事業が営まれ相当額の学校会計繰入がなされているほか、資産運用が図られている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎面積は設置基準を上回っており、講義室、語学教室、情報処理教室、演習室、研究室、情報ネットワークなど、教育研究目的を達成するために必要な各種施設設備やシステムが整備され、これらの月次点検が徹底されるなど、適切に維持、運営され、利活用されている。

キャンパス内には、スポーツ科学研究所を備えた体育館・武道館、野球場、陸上競技場、サッカー場など、スポーツ関係施設が設置され、正課あるいは課外教育に活用されている。また、多くの施設が昼夜開講制のもと夜 9 時過ぎまで利用可能となっている。

スロープなどのバリアフリー化は十分といえないが、施設はすべて新耐震基準に適合しており、計画的な構内美化作業や施設設備に対する法定点検あるいは月次点検が行われ、ラウンジ、テラス、学生ホールなど学生の憩いのスペースの確保、スクールバスの運行などによる利便性、快適性の確保のための努力がなされており、教育研究環境は概ね良好に整備されている。

【優れた点】

- ・法定保守点検にとどまらず、事務職員自らが分担して点検リストにより月次施設設備点検を実施し、環境を整備している点は高く評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地域社会に密着し社会に開かれた大学づくりを目指していることもあり、地元自治体と連携した公開講座の実施や、図書館、体育施設などの地元提供あるいは講師派遣などを通じて、大学の持つ物的、人的資源を社会へ提供するなど、地域社会に密着した大学づくりを目指す努力がなされている。

スポーツ科学の分野で企業と協力して研究が実施され、スポーツ科学研究所による受託研究も実施されている。また、海外4大学と協定を締結するなどの交流がなされている。

教員が近隣自治体の各種委員として活躍し、学生がクリーン活動などの地域活動に参加されている。また、留学生が教育委員会を通じて近隣の小中学校にゲスト・ティーチャーとして招かれ言葉や海外文化を紹介し、運動部学生が大学の施設を利用して地元の小中高校生の指導や地域の競技会の運営協力を行うなどの地域貢献がなされている。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準11を満たしている。

【判定理由】

組織倫理の確立に関しては、就業規則、「学校法人佐藤栄学園コンプライアンス規程」「平成国際大学ハラスメント指針」「学校法人佐藤栄学園個人情報保護及び取扱に関する規程」が制定されている。

また、ハラスメントについては指針を学生向け「Guidebook」に掲載しオリエンテーションの「人権講習」で啓発している。個人情報保護については「個人情報保護に関する基本方針」をホームページで内外に公表し、教授会やオリエンテーションで重ねて周知している。

防災については就業規則や「平成国際大学防災管理規程」に組織及び対応が定められ、定期消防訓練などを実施しているほか、AED（自動体外式除細動器）の設置により緊急事態に備えている。

情報ネットワーク危機管理についてはウィルスチェックやファイアーウォールなどにより外部不正侵入に備えている。

教育研究成果の広報については、学内に4種の論集が、それぞれの編集委員会管理のもと、定期、不定期に発刊されている。このうち「平成法政研究」目次や、「社会・情報科学研究所」主催学術講演会の内容はホームページで公開されている。

【参考意見】

- ・消防のための「総合訓練（年1回）」が規定されながら実施されていないので、これを順守することが望まれる。